

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更等(地方課)

鳥取県人口移動調査要綱(統計課)

農業振興地域整備計画の変更(農政課)

鳥取県線系試験規程の廃止(農蚕園芸課)

土地改良区の設立の認可(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定予定(造林課)

保安林の指定の解除予定(〃)

小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業に係る許可の申請期間(水産課)

都市計画の変更に係る図書の縦覧(三件)(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)

都市計画法第六十六条による告示(〃)

◇ 選管告示
鳥取県議会議員の一般選挙におけるポスター掲示の開始の日

◇ 公安告示
遊技機の型式の認定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第二百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による曲地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十一年九月一日現在の地番による。)
大字曲字中山田頭	大字曲字中山田頭のうち一三八三の二の一部、一三八四の一部以外の区域
大字曲字上尾畑	大字曲字上尾畑一三八八の一部
大字曲字上尾畑	大字曲字中山田頭一三八四の一部 大字曲字上尾畑のうち一三八八の一部、一三九四の五の一部、一三九四の八の一部、一三九八の一部以外の区域 大字曲字下尾畑一五九七の一部、一五九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五九六の五と一体をなす国

<p>大字曲字下尾畑</p>	<p>有地の一部 大字曲字東中山田頭一七二五の一部、一七二六の一部、一七二七、一七二八及びこれらと一体をなす国有地 大字曲字北宿岡一七二九の一部、一七三〇の二の一部、一七三八の一部</p>
<p>大字曲字上尾畑一三九四の五の一部、一三九四の八の一部、一三九八の一部</p> <p>大字曲字下尾畑のうち一五九七の一部、一五九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五九六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字曲字中山田尻一七一四から一七一六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字曲字東中山田頭一七一七の一部、一七一八の一部、一七一九から一七二四まで、一七二五の一部、一七二六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字曲字北宿岡一七二九の一部、一七三〇の二の一部、一七三八の一部、一七三九の一部、一七四二の一部、一七四三の二の一部</p>	<p>大字曲字中山田頭一三八三の二の一部</p> <p>大字曲字中山田尻一七一四から一七一六までの一部及び一七二四から一七二六までと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字曲字東中山田頭一七一七の一部、一七一八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字曲字北宿岡のうち一七二九、一七三〇の二の一部、一七三八の一部、一七三九の一部、一七四二の一部、一七四三の二の一部以外の区域</p> <p>大字曲字南宿岡一七四七の二、一七四八の二、一七四九、一七五〇の二、一七五一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七四五の一と一体をなす国有地の一部</p>

大字曲字南宿岡
 大字曲字南宿岡のうち一七四七の二、一七四八の二、一七四九、一七五〇の二、一七五一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七四五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名

大字曲字中山田尻、大字曲字東中山田頭

鳥取県告示第二百四十四号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、鳥取県人口移動調査を次の要綱により昭和六十二年四月一日から行うので、同条例第二条の規定により告示する。

鳥取県人口移動調査要綱（昭和四十八年三月鳥取県告示第二百三十三号）は、昭和六十二年三月三十一日限り廃止する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県人口移動調査要綱

一 調査の目的

この調査は、鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、本県における住民の出生、死亡及び移動の状況を把握し、もつて市町村別人口の推計及び県の施策の立案の基礎資料を得ることを

目的とする。

二 調査の対象

この調査は、住民基本台帳法（昭和四十二年十一月法律第八十一号）の規定に基づき住民票の記載又は消除をされた者（以下「被調査者」という。）について行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

1 出生者

性別

2 死亡者

性別及び生年月

3 転入者

県内又は県外（外国を含む。以下同じ。）から転入した者の従前の住所地、性別、生年月、転入後に従事しようとする産業及び移動理由

4 転出者

県外へ転出しようとし、又は転出した者の転出先の住所地、性別、生年月、転出前に従事していた産業及び移動理由

四 調査の期間

この調査は、毎月、その月の一日から末日までの期間を対象として行う。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行うものとし、住民票の記載又は消除及び被調査者からの申告を通じ、市町村長が当該市町村における調査結果を知事が定める調査票に記入する方法により行う。

六 調査票の提出期限

市町村長は、調査票の各月分を、翌月の十日までに知事に提出するものとする。

七 調査の結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。

鳥取県告示第二百四十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三十条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

変更後の農業振興地域整備計画は、鳥取県農林水産部農政課、鳥取県米子地方農林振興局及び鳥取県日野地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷

口

恒

夫

一 名称

西部広域宮農団地整備計画

二 対象地域

米子農業振興地域、中山農業振興地域、名和農業振興地域、大山農業

振興地域、淀江農業振興地域、岸本農業振興地域、会見農業振興地域、西伯農業振興地域、溝口農業振興地域及び江府農業振興地域

鳥取県告示第二百四十六号

鳥取県線系試験規程（昭和二十七年七月鳥取県告示第三百四十九号）は、昭和六十二年三月三十一日限り廃止する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、小田川土地改良区については、昭和六十二年三月二十日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を昭和六十二年三月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業に係る曲地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百五十号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山東平ラ四六四の三〇（次の図に示す部分に限る。）、四六四の三から四六四の五まで、四六四の三一、四六四の三三から四六四の三六まで、字瀧山西平ラ五三七の三から五三七の五まで、五三七の二一、五三七の三〇、五三七の三一、五三七の三三から五三七の四〇まで、五三七の四三から五三七の四六まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字瀧山東平ラ四六四の三・四六四の三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六四の五、四六四の三三から四六四の三六まで、字瀧山西平ラ五三七の三、五三七の五、五三七の三四から五三七の三七まで、五三七の四〇、五三七の四六

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百五十二号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業（えびけた網漁業）に係る許可の申請期間を昭和六十二年四月六日から同月二十日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・三・二号米子中央線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

米子市昭和町及び道笑町四丁目

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・五・三号倉吉由良線及び三・六・一号河原町

宮川町線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

三・五・三号倉吉由良線

倉吉市字西出口及び字東出口

三・六・一号河原町宮川町線

倉吉市字福吉町、字籾ノ沖、字西出口及び字東出口

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画公園 五・五・一号打吹公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

倉吉市字浅田谷及び仲ノ町字打吹山

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、気高町から気高都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・四号横断道四軒屋線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和六十二年四月十二日執行予定の鳥取県議会議員の一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年十二月鳥取県条例第三十二号）第一条第一項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第四百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和六十二年四月三日と定めたので、同法第四百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

公安委員会告示

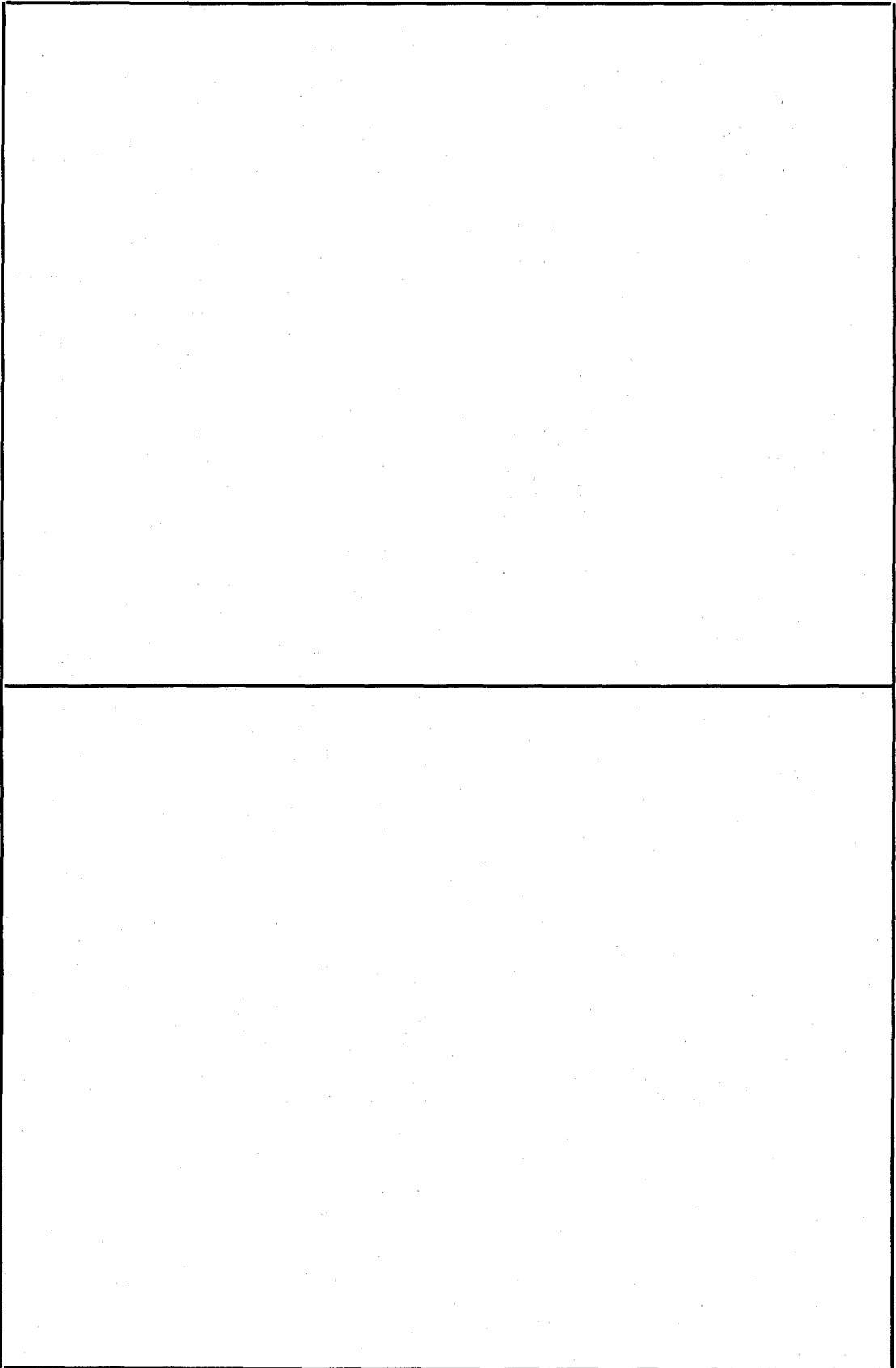
鳥取県公安委員会告示第二十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機		パニックダイスII	株式会社三洋物産
		スタジアム	
		プレイボーイI	平和工業株式会社
		レーザースペースII B	
サンダーバズII A	株式会社ニユーギン		
バズーカ	有限会社銀座		



鳥取県公報の定期購読の申込みについて

昭和62年度（昭和62年4月から昭和63年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により昭和62年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月1,800円。年額21,600円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

㊟

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】